

議案第 39 号

日出町手数料条例の一部改正について

日出町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町手数料条例の一部を改正する条例

日出町手数料条例（昭和 51 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 通知カード交付事務の項を削り、同表個人番号カード交付事務の項区分の欄中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

通知カードの廃止に伴い、条例を改正したいので提出する。